

都市計画の見直しについて

(1) 市街化調整区域の市街化区域への編入（区域区分¹の見直しに伴う）

現在の市街化区域と市街化調整区域の区分を見直し、都市基盤が整備された市街化調整区域を市街化区域に編入する。（平成 22 年 3 月都市計画決定）

< 緑保全創出地域の変更地区 >

手稲曙西地区

西岡公園西地区

新川第 8 横通

【市街化区域・市街化調整区域の区分見直しの方針】

人口や産業の規模の拡大に対応し、新たな市街地を整備するための市街化区域の拡大は行わない。

大規模開発制度に基づく開発許可制度により、市街化区域と同等な都市基盤が整備された区域は、市街化区域に編入する。

道路整備及び河川改修により、市街化区域と市街化調整区域の境界としていた地形物に変更された区域については、境界の見直しを行う。

- 1 都市計画法第 7 条の規定に基づき、広域的な観点から決定する市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。

(2) 周囲を市街化区域に囲まれた市街化調整区域での地区計画制度の適用（「区域マス」²の見直しに伴う）

周辺が市街化区域で囲まれている市街化調整区域（「穴ぬき市街化調整区域」という）のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう地区計画制度を適用する。（平成 22 年 3 月都市計画決定）

< 緑保全創出地域の変更地区 >

曙 11 - 2 地区

清田・真栄地区

【穴ぬき市街化調整区域に係る土地利用の方針】

隣接する市街地と調和し、一体的かつ効率的な市街化が図られる土地利用を誘導する必要がある。

市街化調整区域の地区計画制度の適用を図る。

地区計画の内容に適合した開発を認め、都市的土地利用を促進する。

区域全体が市街化された後については、市街化区域への編入を前提とする。

- 2 都市計画法第 6 条の 2 に基づき北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」